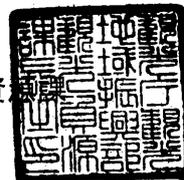




観観資第169号
平成29年8月21日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁観光地域振興部観光資



通訳案内士による信用失墜行為の防止について

通訳案内士は、通訳案内士法（昭和24年法律第110号）に基づき、報酬を得て外国人に付き添い、旅行に関する案内を行うことを業とする者の国家資格であり、同法第31条により、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないと規定しているところである。

今般、一部地域において、通訳案内士が報酬を得て通訳案内を行う際、自家用車を用いて観光案内を行っているとの報告を受けて、国土交通省自動車局旅客課長より、このような行為は、道路運送法（昭和26年法律第183号）上の許可を受けずに旅客自動車運送事業（他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業）を行うことを禁止する道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は自家用車を有償で運送することを原則として禁止する同法第78条の規定に違反する旨の通知がなされている（別添参照）。

そのため、各都道府県においては、別添通知を踏まえ、通訳案内士に対して、法第31条の規定に抵触するような行為を行わないよう指導を徹底するなど、厳正に対処されるとともに、遺漏なきよう関係機関に周知されたい。



別 添

国自旅第75号の2
平成29年8月14日

観光庁観光地域振興部観光資源課長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について

今般、一部地域において、通訳案内士の資格を有する者が報酬を得て通訳案内を行う際、自家用車を用いて観光案内を行っている等の報告がなされているところである。これを踏まえ、別添の通り各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、その旨了知されるとともに、関係機関に遺漏なきよう周知されたい。

国自旅第75号
平成29年8月14日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について

今般、一部地域において、通訳案内士の資格を有する者が報酬を得て通訳案内を行う際、自家用車を用いて観光案内を行っている等の報告がなされているところである。

このような形態は、道路運送法（昭和26年法律第183号）上の許可を受けずに旅客自動車運送事業（他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業）を行うことを禁止する道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は自家用車を有償で運送することを原則として禁止する同法第78条の規定に違反する行為となる。

また、仮に、通訳案内を行う際の運送行為について、利用者から運送費名目の金銭等を收受せず、外形上無償で行われている場合であっても、これと一体的に行われる通訳案内業務に対する対価が支払われている場合は、当該運送に係る経費は通訳案内業務で收受する料金で賄われており、実態上は有償で行われているものと判断されることから、従前どおり、当該行為については道路運送法に違反する行為である。

そのため、各地方運輸局等においては、道路運送法の許可等を受けていない通訳案内士に対して自家用車を用いた通訳案内を行わないよう指導を徹底するなど、厳正に対処されたい。

なお、通訳案内の行為については、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）の施行後（公布日（平成29年6月2日）から9ヶ月以内で政令で定める日）は、通訳案内士の無資格者であっても報酬を得て通訳案内を行うことが可能になるが、これら無資格者が道路運送法の許可等を受けずに自家用車を用いて通訳案内を行う場合であっても、有資格者の取扱いと同様であるので、遺漏なきよう対処されたい。

【参照条文】

○通訳案内士法（昭和24年法律第210号）（抄）

（業務）

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

○道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4～8 （略）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ～ハ （略）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（特定旅客自動車運送事業）

第四十三条 特定旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～10 （略）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平